

第67期 決算公告

平成22年6月30日

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長 奥野 順

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	現金	245,874	預金	現金	8,822,170
現金預け	現金	34,803	当座預金	現金	114,409
預け	現金	211,070	普通預金	現金	1,176,763
コ	金	6,512	貯蓄預金	現金	2,993
債券	引	1,521	通知預金	現金	21,514
買入	支	98,818	定期預金	現金	7,459,199
特定	払	22,778	その他の預金	現金	47,288
商	保	50	譲渡性預金	現金	362,190
品	証	10,784	コ	マ	217,161
特	券	11,943	債券	引	1,702,697
定	金融	4,494,557	特定	取	7,911
有	の	1,942,697	特定	金融	7,911
国	他	644	借	用	1,217,246
地	方	296,390	借	入	1,217,246
社		723,031	外	国	21
株	の	1,531,793	未	払	21
そ	の	8,938,774	社	信	234,750
貸	出	4,325	信	託	995,612
割	引	1,301,022	そ	の	127,070
手	手	6,921,141	未	払	1,515
証	書	712,284	未	払	56,822
当	座	767	前	受	1,350
外	為	767	従	業	4,759
外	店	410,641	金	員	45,420
そ	預	728	そ	他	17,203
前	け	27,820	賞	与	2,050
未	資	313	役	引	875
先	産	24	偶	当	11,567
先	品	45,053	支	承	48,101
金	商	336,699	負	債	13,749,429
そ	の	99,887	(純資産の部)		
有	の	29,167	資	本	399,697
建	資	65,063	資	本	149,011
土	産	46	利	益	149,011
建	定	5,609	利	益	177,199
そ	資	19,311	利	益	46,008
無	産	12,511	そ	の	131,191
ソ	ア	6,800	繰	越	131,191
そ	産	140,434	株	主	725,909
線	資	48,101	そ	の	19,762
支	産	48,101	繰	延	1,891
貸	返	△ 46,519	土	地	△ 15,532
	金		評	価	6,121
			純	資	732,030
資	産	14,481,460	負	債	14,481,460
			及	び	
			純	資	
			産	の	
			部	合	
			計		



記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

（追加情報）

金融派生商品のうちクレジット・デフォルト・スワップの一部については、当事業年度末においては、引続きブローカーから入手する価格が時価とみなせない状況であると判断されるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

この結果、ブローカーの価格による場合に比べ、「金融派生商品」、「金融派生商品費用」が1,537百万円減少し、「経常利益」、「税引前当期純利益」が同額増加しております。

自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、クレジット・デフォルト・スワップの市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間の価格比較等の分析を踏まえ、理論値モデルに基づいて算定しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

なお、株式交付費のうち、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る費用は資産として計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢

等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,227百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他の資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

<預金払戻損失引当金>

一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。

<補償請求権損失引当金>

土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。

## 8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用してしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は419百万円減少、繰延税金資産は235百万円減少、その他有価証券評価差額金は344百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ1,534百万円増加しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 177,028百万円
2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当事業年度末に所有しているものが1,387百万円あります。これらは、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券であります。当事業年度末に当該処分をせずにすべて所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,622百万円、延滞債権額は76,466百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は58百万円あります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,307百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は101,454百万円あります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,325百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	2,529,071 百万円
貸出金	765,768 百万円
その他の資産	70 百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,959 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,702,697 百万円
借入金	1,123,400 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券566,160百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は9,411百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,463,098百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,312,899百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 三井信託銀行株式会社から承継した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,416百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 84,023百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,278百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 92,500百万円が含まれております。
14. 社債は、永久劣後特約付社債 101,750百万円及び劣後特約付社債133,000百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は124,395百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 281円98銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権はありません。
18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。



19. 関係会社に対する金銭債権総額 29,460百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 126,409百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・運搬具については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
23. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,024,773 百万円、貸付信託 357,078 百万円であります。
24. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は13.04%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,801 百万円
役員取引等に係る収益総額	830 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,114 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	143 百万円
役員取引等に係る費用総額	10,680 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	9,730 百万円
その他の取引に係る費用総額	411 百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 21円75銭

3. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	中央三井信用保証株式会社	東京都目黒区	301	ローン保証業	所有 直接 50.0 間接 36.9	-	保証委託関係	住宅ローン等に係る被保証	3,519,134	-	-

なお、① 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は商品ごとに決定しておりますが、取引金額については当事業年度末の被保証残高の合計額を記載しております。

② 保証料は、各種ローン債務者から直接又は当社を経由して保証会社に支払っております。

③ 当事業年度の代位弁済額は 3,409百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第二回甲種 優先株式	-	93,750	93,750	-	注
第三回甲種 優先株式	-	133,281	133,281	-	注
合計	-	227,031	227,031	-	

(注) 第二回甲種優先株式及び第三回甲種優先株式の自己株式の増加は、定款第 16 条の定めにより普通株式への一斉転換を行うために平成 21 年 8 月 1 日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社より第二回甲種優先株式及び第三回甲種優先株式を自己株式として取得したことによるものであります。第二回甲種優先株式及び第三回甲種優先株式の自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の「コマーシャル・ペーパー」、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△52

2. 満期保有目的の債券 (平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	399,155	401,420	2,264
	社債	22,445	22,761	315
	その他	61,436	62,120	683
	小計	483,037	486,301	3,263
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	237,908	234,348	△3,559
	合計	720,946	720,649	△296

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	174,610
関連法人等株式	2,418
合計	177,028

(注) これらは、すべて時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券 (平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	299,068	206,881	92,186
	債券	456,806	446,895	9,911
	国債	319,259	310,926	8,333
	地方債	644	639	4
	社債	136,902	135,328	1,573
	その他	285,046	282,148	2,897
	小計	1,040,921	935,925	104,995
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	166,764	207,497	△40,733
	債券	1,361,324	1,374,873	△13,549
	国債	1,224,282	1,236,525	△12,242
	社債	137,042	138,348	△1,306
	その他	888,472	909,933	△21,460

	小計	2,416,561	2,492,304	△75,743
	合計	3,457,482	3,428,230	29,251

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	85,011
その他	128,520
合計	213,532

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 8,013百万円増加、「繰延税金資産」は 3,255百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 4,757百万円増加しております。
3. 変動利付国債の合理的に算定された価額は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定しております。価格決定変数は、国債利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
国債	198,921	200,169	1,247
その他	2,175	4,027	1,852
合計	201,096	204,196	3,099

(売却の理由) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員報告第14号) 282項の①による満期日直前の売却及び83項の①による信用悪化に伴う売却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	71,806	17,653	885
債券	4,693,067	7,747	2,096
国債	4,604,510	7,417	2,093
社債	88,557	329	3
その他	1,762,509	11,548	1,771
合計	6,527,384	36,948	4,752

## 7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,050百万円（うち株式1,035百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金 25,658 百万円

税務上の繰越欠損金 149,353

有価証券評価損 12,008

退職給付引当金 2,202

その他 48,032

繰延税金資産小計 237,255

評価性引当額 △74,885

繰延税金資産合計 162,369

繰延税金負債

退職給付信託設定益 8,799

その他有価証券評価差額金 8,272

その他 4,863

繰延税金負債合計 21,935

繰延税金資産の純額 140,434 百万円

(参考)

信託財産残高表  
(平成22年3月31日現在)

中央三井信託銀行株式会社  
(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	254,912	金 銭 信 託	858,784
有 価 証 券	3,392	財 産 形 成 給 付 信 託	13,657
信 託 受 益 権	107	貸 付 信 託	358,777
受 託 有 価 証 券	123	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	253
金 銭 債 権	236	有 価 証 券 の 信 託	128
有 形 固 定 資 産	5,334,660	金 銭 債 権 の 信 託	1,168
無 形 固 定 資 産	26,982	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	75,951
そ の 他 債 権	37,588	包 括 信 託	5,543,168
銀 行 勘 定 貸	995,612	そ の 他 の 信 託	42
現 金 預 け 金	198,314		
合 計	6,851,932	合 計	6,851,932

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
3. 共同信託他社管理財産 106,684 百万円  
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金242,262百万円のうち、延滞債権額は172百万円、貸出条件緩和債権額は8,926百万円であります。また、これらの債権額の合計額は9,099百万円であります。  
なお、破綻先債権及び3ヵ月以上延滞債権はありません。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金 銭 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	242,262	元 本	1,024,773
有 価 証 券	—	債 権 償 却 準 備 金	43
そ の 他	782,525	そ の 他	△ 29
計	1,024,787	計	1,024,787

貸 付 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	—	元 本	357,078
有 価 証 券	488	特 別 留 保 金	2,129
そ の 他	361,317	そ の 他	2,598
計	361,806	計	361,806